

栃木県最低賃金

※ 事業場の見やすい場所に掲示してください。



時
間
額

853 円

発効日:令和元年 10月 1日

「栃木県マスコットキャラクター とちまるくん」

必ずチェック 最低賃金！使用者も 労働者も
(最低賃金は常時作業場の見やすい場所に掲示する等により周知しなければなりません)

- ◎ 各種商品小売業の使用者は、令和元年10月1日以降、栃木県最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。なお、栃木県各種商品小売業最低賃金が栃木県最低賃金額を上回る金額で改正・発効されたときは、栃木県各種商品小売業最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- ◎ 栃木県内で事業を営むすべての使用者及び事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- ◎ 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反となり処罰されることがあります。
- ◎ 最低賃金には、精皆勤手当・通勤手当・家族手当・臨時に支払われる賃金及び時間外割増賃金は含まれません。
- ◎ 詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室(電話 028-634-9109)又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。